



広島県収受		
第	号	
25. 6. 14		
処理期限	月	日
分類記号	保存年数	

感染研検第320号

平成25年6月11日

各都道府県知事 殿

国立感染症研究所長



「検定合格証紙取扱要領等について」の廃止について

標記については、昭和61年5月26日予研総発第155号により取り扱われているところですが、薬事法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第19号。以下「改正政令」という。）については平成25年1月30日に、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第78号）については平成25年6月11日に公布され、平成25年7月1日から施行することとされたことに伴い、今般、同通知を廃止することとし、平成25年7月1日より適用することとしましたので、よろしくお取り扱い願います。

なお、改正政令附則第2条の規定により、従前の例により申請された検定における取り扱いについては、なお従前の例によることとします。

